

ネットワーク

がんばってまーす

「とりあえず行ったって」

奈良県奈良市健康医療部保健所保健・環境検査課

平野照葉



奈良市は、奈良県の県庁所在地で県の北端に位置し、人口 36 万人の中核市です。古くは奈良時代から、政治・文化の中心都市として発展し、現在では「古都奈良の文化財」として東大寺や春日大社など六つの文化遺産と、平城京跡と春日山原始林の二つの自然遺産が一体として世界遺産リストに登録されています。都が京都に移った後、平城京の大部分は水田となりました。

今も平城京の中心地は広大な草原として残されており、初めて奈良に来られた方は市の中心部にそのような土地があることに驚かれます。歴史的な寺社や史跡、古墳のほか、近年では、8月に行われる「燈花会（とうかえ）」や2月に行われる「なら瑠璃絵（るりえ）」などのイベントにもたくさんの観光客にお越しいただいています。



燈花会（奈良公園）（写真：奈良市観光協会）

関西にお立ち寄りの際はぜひ奈良まで足を伸ばしていただき最新の奈良をお楽しみください。

奈良市の公害担当課は「公害交通課」からスタートし、その後「環境交通課」「環境保全課」「環境政策課」と組織や名前を変え、現在は「保健・環境検査課」として、公害の苦情や相談、公害六法など行政事務を担当する環境衛生係と、分析や検査を行う環境検査係、理化学検査係、微生物検査係で構成されています。

私の所属する環境衛生係は、担当課長補佐、係長、係員 3 名（再任用職員 1 名）の計 5 名で実務を担当しています。

奈良市は、東の山間部、中央の旧市街地、西の新興住宅地に大きく分かれており、地域により、苦情や相談の申出内容も特徴があります。中央の旧市街地は、住宅と商業施設、農地や田畑が混在しており、騒音、悪臭、大気汚染、水質汚濁、光害など様々な苦情が寄せられます。西の新興住宅地では、家庭用コージェネレーションシステムから生じる運転音による騒音・低周波の相談、保育所の騒音などがあります。

平成 28 年度の総受付件数は 75 件、うち騒音が 32 件と約半数を占め、水質汚濁 20 件、悪臭 15 件と続きます。ここ数年はほぼ同様の傾向です。

騒音の苦情の内容で最も多いのは、建設工事や解体工事に伴う騒音です。また、公害苦情件数に

は含めていませんが、集合住宅や住宅地の生活騒音の相談も大変多い状況です。

ここで私が最近担当した事例について紹介します。

ある金曜日の16時45分頃、今週の業務も無事終わりに近づきつつある時間帯にその電話はかかってきました。電話は、地域の自治会長から「家の前の水路にアンモニア臭を放つ水が流れている。こんなことは初めてで、通学路を歩く高校生も皆鼻や口を押さえている。」というものでした。このような電話がかかってきた時、通常であれば、浄化槽からの汚水の流出や下水の異常を予想して、周辺の浄化槽の使用状況、下水の接続状況等を確認して現場に向かいますが、このときは時間的にも日没が迫っており、確実に現場調査を行うためにもまず一刻も早く現場に向かうことにしました。

係長と共に現場に到着し、車から降りると、確かに周囲には腐敗臭が漂っています。これは何の臭いだろう？と考えつつ自治会長と合流し水路を案内してもらったところ、住宅の擁壁の水抜き管から少量の水が流れ出し水路に入っていました。しかしその水に鼻を近づけてみても臭いはしません。臭いはその水抜き管の上のあたり、住宅の庭から漂ってきていることがわかりました。自治会長に状況を説明し、臭いの発生源と思われる住宅の住民を訪ねてもらい事情を話してもらおうと「バケツに野菜くずを貯めていた肥を作ろうとしていたが、今日の午後からバケツのふたを開けていた。」とのこと。バケツにふたをし、場所を移動してもらおうようお願いをして解決しました。

このように、申出者が思っている苦情の原因と実際の原因が異なるという事例は時々あり、現場で第三者である我々が調査を行うことで解決したり、一定の納得を得られることもしばしばあります。異動してきた当初、苦情の電話がかかると上司に「とりあえず行ったって」と言われ「関係ないかもしれないのに現場に行くの？」と内心思いつつ先輩と現場に向かっていました。過去に旅館業や公衆浴場の許認可の部署に所属していたこともあり、法令上の違反が明確でない苦情や申出に対し行政が関わるべきものなのか疑問がありましたが、業務に関わって7年目となった今は、まず現場を調査することの重要性を実感しています。苦情の対応にマニュアルはなく、今も考え悩むことばかりですが、経験の豊富な先輩や後輩の意見を聞き、時には担当全員で議論して、どうすれば解決に近づくか、行政ができることはないかなどを話し合います。相談のなかには「昔は対応してくれていたのに、今の市役所は何もしてくれない」と言われることもあります。行政の関わる範囲、対象はこれからも変わっていくのかもしれませんが、法令上の基準を満たしていたとしても、市民の皆様が納得のいかないことや心配なこと、不安な気持ちに対して、行政の担当者として少しでも寄り添い、迅速な問題解決につながるようこれからも全力で業務に取り組んでいきます。